

平安貴族の居住形態

京 楽 真 帆 子

はじめに

従来の日本古代家族史研究は、家族の居住形態を考える際に夫方居住か、妻方居住かという婚姻居住規制を問題にしてきた。その結果、後述するようにいまだ学界の統一見解を見ることなく各説入り乱れての混乱状況を呈している。そこで今一度基本にかえて家族と居住の関係から考えてみよう。

社会人類学の立場から中根千枝氏は家族構成の四要素を以下のように挙げて⁽¹⁾いる。(一)血縁(親子・兄弟関係)、(二)食事(台所・かまど)、(三)住居(家屋・部屋・屋敷)、(四)経済(消費・生産・経営・財産)。この中で共住も家族構造の重要な要素の一つとなっている。そして、居住様式は、その社会のおかれた風土条件・建築様式などに非常に左右されるので、家族の指標とするには慎重にならねばならないとしてい

る。即ち、一つの屋敷地に数家族が同居することもあるので、家族単位の指標は屋敷ではなく屋敷内に複数存在する「寝食を共にする」単位に置くべきだというのである。

これはまさに平安期の貴族の居住形態を考える際に気を付けねばならないことである。平安貴族が居住していた所謂「寝殿造」は、中心となる寝殿にいくつかの「対屋」がありそれを「渡殿」がつなぐという建築様式であり、複数家族の同居が可能であった。一つの屋敷に一つの家族が居住するのではなく、複数家族が同居することが平安期家族の特質なのである。そのみならず、寝殿造建築自体、単なる同居の場ではなく、各対屋に住む家族相互の独立性と共同性を保障する構造だったことに注目しなければならぬ。それが、平安後期になると、後述するように対屋が消滅し、その代わりに小寝殿・小御所といった建物が建てられるようになる。このような寝殿造りの構造の変化は当時

の家族構造の変化とどう関わるのであろうか。

そこで本稿では、近年、家族論とも関わる研究が増加している考古学、建築史学の成果を踏まえた上で、比較的史料の豊富な平安貴族の居住形態について(一)第宅の構造、(二)婚姻居住規制、(三)第宅の伝領の三点について研究史の整理と問題点の指摘を行いたい。

1 第宅の構造

日本古代の第宅の構造は、考古学の発掘の成果と文献の記録類等からの復元がなされている。

考古学の立場からは、旧石器時代以降の住居跡の発掘と景観の復元がなされてきたが、家族史にまで踏み込んだ考察は長くなされなかった。わずかに、住居跡の床面積、集合状況から家族人数、家族関係を類推するに過ぎなかった。例えば、戸沢充則氏は、埼玉県砂川遺跡において、三つの居住ブロックが近接しており一群(ユニット)を形成していることから、一ユニットが一つの家族であるとする⁽¹⁾とそこに居住するのは一〇〜一〇数人と考えられるので、これは世帯家族であるとしている。また、鈴木公雄氏は縄文時代の集落の基本形態として竪穴住居の床面積は二〇〜三〇平方メートルで、この広さに居住できるのは今日の核家

族型に近い人員であろうとしている⁽²⁾。このように、一つの住居には今日の単婚家族に相当する家族が住み、住居群はそれらの集まった世帯家族であるとするのが一般的見解であるようである。これらの家族人数の算出は関野克氏の示した床面積から居住人員数を計算する方法を応用したものである⁽³⁾。しかし、一人が生活するのに必要な床面積を三平方メートルとする前提に立つ関野説に対して、これは一つの目安にはなるとしても単なる数字の遊びに終わる危険もあるとし、その実証性に疑問が出されている⁽⁴⁾。発掘住居址と家族史とを直接結びつけるという方法に基づく研究ではおそらくこれが限界であろう。

さて、考古学において近年奈良・平安期の貴族の邸宅跡の発掘成果が増加している。邸宅の全貌が明らかになるものは少ないが、第宅構造の大まかな変遷をたどることはできる⁽⁵⁾。藤原京右京七条一坊西南坪の例では、掘立柱塀で囲まれた区画の中に、正殿・東西脇殿・後殿が配置されている。また、平城京左京三条二坊六坪の例では、中央に池がある。さらに、平安京右京一条三坊九坪の例では、南側に空地があり、正殿・後殿・東西に二つずつの脇殿があることが確認され、渡殿はないものの、その建物配置から寝殿造の前段階の貴族屋敷として注目されている。これらの発

掘成果は文献史料の空白部分を埋めるものであるが、建物配置を本稿が取り上げている家族居住の問題と直接結び付けて考えることはできない。

その点、多数の木簡の出土をともなった長屋王邸発掘は、住居址と文字史料が同じ区画内から発見されたことで大いに関心がもたれている。長屋王は勿論のこと、その夫人吉備内親王等長屋王に關係のある人々の名前が木簡に記載されている。⁽⁶⁾もちろん、木簡に名前があるからといって、その人物がその屋敷に居住していたという証拠にはならない。しかし、現在、長屋王家の家政機関が徐々に解明されてきている段階であり、今後の王の家族の分析が注目されるところである。

一方、建築史学の関心は、平安期の寝殿造の構造解明から出発している。考古学の発掘成果をふまえて、文献の記録類、絵巻物を使って藤原摂関家の東三条第など著名な邸宅の個別的景観復元がなされている。⁽⁷⁾その集大成の一つが、太田静六氏の『寝殿造の研究』である。太田氏は、寝殿造の起源を中国の四合院建築にみ、左右対称形の配置等、共通の特色を挙げている。これは、瓦葺から檜皮葺へ、個室式から大部屋式へといった和様化を経て、平安前期、まず皇室関係の離宮に導入され、村上朝以降、藤原氏等貴族

一般の邸宅にも取り入れられたとしている。

これは建築史学界ではおおよそ認められている考え方のようであるが、次のような問題点がある。太田氏のみならず、従来の建築史研究者は、平安貴族の邸宅たる寝殿造を儀式の場としてのみ捉えている。⁽⁸⁾これは建築様式を分析できる史料が儀式の記述に多く表れることが最大の要因であり、さらに摂関政治を私邸における政治と考える風潮に乗り、里内裏での公的儀式を強調し、その特殊性を考慮しなかった結果であろう。現在の文献史学では、土田直鎮氏の「平安時代の政務と儀式」以来、摂関政治の私的要素を認める主張は否定されつつある。⁽⁹⁾しかし、建築史学には寝殿造建築を貴族の生活の場として捉える視点が希薄である。それ故、寝殿造以前の奈良時代の代表的建築を政治の場である内裏正殿等に求めるのであるが、生活空間としての居住建築の視点から古代史を再検討するとどうなるであろうか。

ここで寝殿造の居住空間としての特徴を考えてみると、先述したように一つの正殿、即ち寝殿と複数の対屋に家族が別々に住むことができるという点にある。実際、当時の貴族達がどの様に家族による住みわけをしていたのか明確なことはわからないが、平安中期、藤原実資の小野宮第を

見てみると、本第の東対は娘千古の居所で、のち惟正娘所生の女兒が住むようになり、北対には養子達が住み、東町には家人が住んでいた。また、北宅は養子資平に譲られ、西宅よは姉の尼君が室町殿から移り住み、のち千古夫婦が住むうになった。⁽¹¹⁾このように、実資家族は小野宮第内のそれぞれの建物に住んでおり、これを鷺見等曜氏は「屋敷地共住集団」と呼んでいる。⁽¹²⁾また、資平の子藤原資房は妻の父源経相と同居していたが、資房家族は東対に住んでいたようである。⁽¹³⁾この様に寝殿にはその家の主人家族が住み、対屋に娘家族が住むというのが一般的であったようだが、この居住構造に変化が生じたのは平安末期である。その要因は小寝殿の成立であった。

小寝殿の成立については、寝殿造の左右対称形から非対称形への構造上の変化の表れの一つとして従来から注目されてきた。⁽¹⁴⁾これを家族構造の変化と関連させて考えたのが平井聖氏である。⁽¹⁵⁾平井氏は寝殿造建築を儀式の場のみならず貴族の生活の場としてとらえ、小寝殿は貴族の日常生活の場としての性格をより強めた建物であるとした。そして、鎌倉期以降將軍御所に次代將軍が住む小御所があったこと、当時小寝殿と小御所とは同じ建物をさす言葉であったことから、小寝殿は娘夫婦の住まいとなった対屋とは違

って息子夫婦の住まいだったのではないかとし、さらにこの背景に婿取り婚から嫁取り婚への婚姻形態の変化があったとしている。鎌倉期以降の武家の用例をもって平安末期の実態を考えるのは分析方法上問題であり、当該史料を使っての実証が必要であるが、建築史学において家族史への接近がなされたものとしては注目される。また藤田勝也氏は、小寝殿を次の三類型に分けている。⁽¹⁶⁾(一)東西にハレ・ケと機能分化された邸宅においてケ向きの対屋に代わって設けられる小寝殿(一一世紀中期)、(二)大儀式の挙行を想定していないような私的性格の色濃い邸宅に設けられる小寝殿(一一世紀後期)、(三)寝殿・対屋等の中心となる殿舎群から離れて設けられる小寝殿(一一世紀末～一二世紀前期)。これらは時代をおって寝殿からの独立性を高めており、同じ邸宅内に居住しながら様々な理由で共存することを回避するために採られた一手法として評価される。藤田氏はこれを家族構造の変化と結び付けることはなかったが、平井氏の論と関連させると、小家族の自立過程が屋敷構造に表れるようで興味深い。

以上述べたように、建築史学の研究成果によれば、平安末期の寝殿造建築における対屋の消滅と小寝殿の成立は、平安中期までの家族構造に変化が起きたことを示すもので

あると考えられる。

一方、文献史学の立場からは大家族としての合同家族の解体と、「家」の単独継承の成立が平安末期に起こったことが明らかにされつつある。即ち、貴族社会において、中世前期にみられる家職・家業の成立による父系直系家族たる「家」が成立したのである。⁽¹⁷⁾この文献史学の成果と先述した建築史学の成果は対応するのではなからうか。

さて、複数の家族居住区とその統合体が一つの屋敷を形成する点では、考古学が明らかにした竪穴住居群のあり方と寝殿造との間には構造上大差ないといえる。即ち、旧石器時代から平安中期まで、小家族が住む独立、または半独立家屋が複数集まって一つの大家族、合同家族が居住する屋敷を形成したのである。この点で屋敷構造は古代を通じて一貫している。しかし、平安末期以降の婿取婚から嫁取婚への移行、「小家族」の自立と父系直系家族としての「家」の成立、所謂家父長制家族の成立によって、貴族の屋敷構造は変化していくのである。もちろんこれは大家族そのものの機能を一貫して積極的に評価するものではなく、古代における共同体規制の存在及び小家族の非自立性を指摘するにとどめたい。そこで、さらに問題となるのは合同家族の内容である。ここに古代家族史の画期を見るこ

とができよう。この点については、婚姻居住規制と関連して次節で述べることにしたい。

2 婚姻居住規制

婚姻居住規制は、古代家族史研究で最も関心がもたれている論点の一つである。従来、平安期の婚姻居住は家族そのものの構造と結び付けて考えられてきた。この点について、関口裕子氏等多くの人々が研究史の整理を行っている⁽¹⁸⁾が、現在次の三説にまとめることができよう。

(一) 夫方居住Ⅱ父系家説　これは戸籍計帳を主な史料とし、戸実態説を採るもので石母田正、吉田晶両氏が主な論者である。⁽¹⁹⁾八世紀から経営単位としての家父長制家族が父系二世代同居で成立し、父系的夫方居住を行うとする。これは、村落における古代的共同体の構造を解明する目的が主で、家族構造そのものは深く分析していない。また、使用史料の性格のため、対象とする時代は奈良時代が主で、平安時代への展望がない。対象階層も庶民・豪族層であり、本稿で取り上げている貴族層については言及されていないのが大きな問題である。

また、春成秀爾氏等考古学の立場からも集落、埋葬、抜歯を婚姻居住規制と関連づけ、夫方居住を証明する研究が

行われている⁽³⁾。さらに、この点から注目されるのが都出比呂志氏の一連の研究である⁽⁴⁾。都出氏は考古学に人類学的方法を導入する道をとらず、あくまでも発掘成果を使用する考古学本来の分析方法で古代家族を考えた。

都出氏は、弥生土器の分布から婚姻居住形態を考えている。土器製作は女性の仕事であることを大前提に⁽⁵⁾、畿内において土器文様等相互に技術交流があることを明らかにした上で、かかる状況は土器製作者たる女性が移動しなければ生じにくいとしている。即ち、夫方居住か、または妻方どちらかに住む選択居住婚であること、言い換えると、この技術交流の激しさは厳格な妻方居住制では起こりにくいという見解を示した。都出説には、文献史学の立場からいくつかの疑問が出されているが、文献史料が限られている古代家族史への挑戦を始めた考古学の成果といかに対峙していくかが今後の課題となる。

(二) 妻方居住Ⅱ母系家族説　これは高群逸枝氏が提唱し⁽⁶⁾、関口氏が継承している⁽⁹⁾。高群氏は戸籍計帳のみならず平安期の貴族の日記をも史料としている。ここでは、高群説を批判的に継承した関口説をまとめておこう。関口氏は家族を「所有・経営」面、即ち本質的家族と、「共住共食」面、即ち具体的形態とに分けて考えている。そして、

後者に関して、新処居住婚と、妻方居住を経た新処居住の並立を考え、はじめからの夫婦家族と、母系合同ないし直系家族を経た夫婦家族の並存を指摘している。関口説は、かたくなに母系家族と妻方居住を主張した高群説よりかなり柔軟になり、階層によっても居住形態が異なることを認めている点に注目したい。

(三) 夫方、妻方、新処居住Ⅱ双系家族説　これは文化人類学の成果を取り入れ、日本古代家族史に応用したものである。鷺見等曜氏は、高群氏の取り上げていない史料をも分析し、夫方妻方双方の居住形態が混在していることを示した⁽¹⁰⁾。そしてその背景には、双方的親族集団が存在するとしている。この説に対して、服藤早苗氏は、(二)を支持する立場から、婚姻居住の概念の整理を行い、夫提供家屋での居住と夫の父母と同居する居住とを明確に区別するべきだと批判している⁽¹¹⁾。

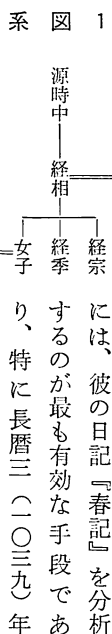
以上のように、各方面からの分析が深まると共に、従来のように夫方居住または妻方居住どちらかのみを主張するのは困難であることが明らかになってきた。史料上からは、夫方も妻方も読み取れるのである。今後の課題は、夫方妻方の双方が史料に表れるから双系家族だと単純に考えるのではなく、どちらがより本質的であるかを論理的に明

らかにすることであろう。

さらにより大きな課題は、新処居住は別として、夫方にしろ妻方にしろ他の家族との同居がどのような意味をもつのかを明らかにすることである。従来の研究はこの点に關して、非貴族層については在地共同体規制との関連で考えることはあっても、貴族層については問題にしてこず、妻方居住の場合、夫の生活面は妻方家族が面倒をみたことを述べるにとどまった。貴族層の同居の内容について服藤氏が『春記』を史料として若干の指摘を行っているが、もうすこし詳しくみていこう。

源頼光——女子（後妻）

藤原資房の居住形態を考える



源時中——経相

経宗

経季

女子

資房

資平

藤原実資——資平——資房

一〇月の一連の記事は彼の交際関係がわかって興味深い。彼が妻の父源経相宅の東対に住んでいたであろうことは先述した。この時期、経相は病氣にかかり、一〇月七日に死亡するのであるが、資房は彼の病状に關心を示し、こと細かく日記に記している。経相は晩年後妻と共に暮らしているが、この後妻が「凶悪人」であり、経相死後はその遺産を独占し、子孫に分け与えない

であろうと資房は予想している⁽¹³⁾。実際、経相の息子（資房の妻の兄弟）経季は父を諫めたのであるが、勘当されてしまった。経相の家族は後妻のために動揺しており、資房も彼らの相談ののっている。

経宗・経季が経相宅に同居していたかどうかは不明であるが、資房と密に連絡を取り合っている。資房にとって舅経相は十八年間「衣食等雑事」の面倒をみてもらい、「不異父子」関係であった⁽¹⁵⁾。その危篤に際しては、大いに悲しみ出家を勧めている⁽¹⁶⁾。また、経相ゆかりの者として彼ら「一門」の行く末を案じ、協力して後妻に対峙し、抵抗しようとしているのである。このような妻方家族との密接な経済的・心理的關係は『小右記』等の他史料にもみえることであり、妻方居住をしていれば当然のことであろう。

しかし、経営面では別である。資房の財産は経相家族の財産とは全く別個のものであり、同居でも別財であった⁽¹⁸⁾。また、資房の私的家人は経相と無関係に行動している。最も注目すべき点は資房と実父資平との関係であろう。資房は経相の死穢を避けるためその死の直前に、以前から「衣帯具并衣装」を運んでおいた父資平宅へ自身移動している⁽¹⁹⁾。これは自分が藏人頭の重職についているので、死穢に触れることによって職務に支障があってはならないとの判

断をしたからである。また、普段から資房は父資平との関係を密にし、上級貴族としての知識を父から得ていた。別居といえども実の父子のもつ意味は貴族社会において重要であった。子は父また祖父の蔭をうけて位を与えられるといふ律令における蔭位の制があり、九世紀以降、日常の政務が儀式として整備されてからは、先例が重視され、先例を知ることこそが貴族必須の教養となつたのである。この知識の伝授は貴族としての地位を継承する実の父から子へとなされたことは明らかであろう。上級貴族同士の婚姻ならいざ知らず、資房の場合、上級貴族である彼に、受領にすぎなかつた経相が伝えるべき知識はなかつたのではあるまいか。

これは貴族特有の現象であり、他階層にまでこの考え方を及ぼすことはできないが、古代、特に平安中期以降の家族の同居を過大評価してはならないことが明らかになつたであろう。古代家族史も貴族社会全体の流れの中に自己の位置づけを行わねばならない。

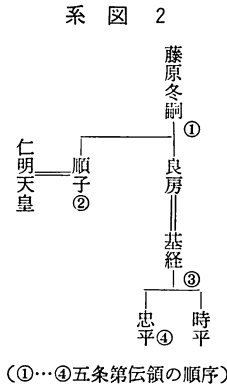
生産の不安定さ等により経営単位としても機能したであろう古墳時代以前の同合家族と、父子関係がより重要視されていく平安期の同合家族とは、同じく同居という居住形態をとつてはいても、その意義にかなり差異があるのであ

る。

婚姻居住もこの点から再検討してみるべきであろう。即ち単に夫方、妻方、新処居住の存在を指摘するのではなく、それぞれの家族の貴族層内での位置づけを行った上で、生活面、経済面双方での同居のもつ意義を分析していくことが必要なのである。

3 第宅の伝領

前節で示したように、平安期の屋敷地は複数家族の居住地であった。これはどの様に伝領されたのであろうか。まず、個別の屋敷についてみていこう。



藤原氏の五条第については、創建者たる冬嗣から娘順子、基経、忠平へと伝領されたことが明らかにされている。①の枇杷殿は比較的史料に恵

まれており、九世紀後期から一〇世紀前期にかけて、長良から息子基経、仲平へと父子伝領がなされている。ところが一〇世紀後期からは、仲平の娘婿藤原敦忠、さらにその

考えるのはどうであろうか。

繰り返すようだが、伝領の問題も当該期の婚姻形態・家族形態と密接不可分の関係にあることに異論はあるまい。さらにそこには女子の財産権の問題も絡んでくる⁽⁷⁾。また、一人の貴族が複数の家を所有することも多い。これら複雑な要因を整理して論を立てることがまず必要であろう。

おわりに

以上三点にわたって平安期の貴族の居住形態について述べてきた。論じ残した点も少なくなく、また著者の非力故、先学を曲解していることを恐れるものであるが、現段階での研究史の整理と問題点の指摘はおおよそなしたと思ふ。

考古学や建築史学の家族史への近年の接近を思うと、文献史学に基づく家族史研究は、現在大きな転換期を迎えていると言わざるをえない。近年になって、文化人類学の成果を取り入れた研究もなされてきたが、安易に隣接諸科学の成果を取り入れるのではなく、文献史学として少ない残存史料を駆使してどの様に理論を整理してゆくかが今後の大きな課題である。古代家族史の出発点となっている高群説ほど単純に史料解釈できないことは明らかである。しか

し、その細かい史料解釈の誤りを指摘する驚見説はいたずらに論を混乱させるだけである。高群説を鵜呑みにしてきた従来の家族史に対する批判はもつともであるが、これも史料に即した実証を重ね、より柔軟に論を展開していかねばならない。

日本古代家族史研究には、膨大な蓄積があるとはいえず、確かな実証に基づく分析がなされはじめたのはそれほど古くはない。今後も多角的な分析が蓄積され、高群理論に代わる新たな家族像が構築されることを期待するものである。

註

はじめに

(1) 中根千枝『家族の構造』(東京大学出版会、一九七〇年)。

1 第宅の構造

(1) 戸沢充則『日本の旧石器時代』(講座日本歴史一)、東京大学出版会、一九八四年)。

(2) 鈴木公雄『日本の新石器時代』(同右書)。また、都出比呂志『農耕社会の形成』(同右書)も、堅穴住居の一棟は特殊な用途のものを除けば炊飯や共食という最も基本的な消費生活を通じて結ばれた一世帯の住居としての独立性をもってしていると述べている。

- (3) 関野克「埼玉県福岡村縄文前期住居址と竪穴住居の系統について」『人類学雑誌』五三―八、一九三八年。
- (4) 水野正好繩「文時代集落復原のための基礎的操作」『古代文化』二一―三・四、一九六九年、林謙作「住居面積から判ること」『信濃』三三―四、一九八一年。
- (5) 山岸常人「宅地と住宅」『季刊考古学』二二、一九八八年。但し、山岸氏は、これらの住宅址の差異を時代的変遷とみず、より慎重に、住宅形式の多様性とみている。
- (6) 『平城京発掘調査出土土簡概報(二二)―長屋王家木簡―』(奈良国立文化財研究所、一九八八年)。
- (7) 太田静六『寝殿造の研究』(吉川弘文館、一九八七年)。
- (8) 玉腰芳夫『古代日本のすまい』(ナカニシヤ出版、一九八〇年)等。なお、平安期の屋敷に関する文献は、隴谷寿・加納重文・高橋康夫編『平安京の邸第』(望稜舎、一九八七年)、第一六章参考文獻目録に詳しい。
- (9) 土田直鎮「平安時代の政務と儀式」『国学院大学日本文化研究所紀要』三三、一九七四年)。
- (10) 太田静六、前掲書。
- (11) 吉田早苗「藤原実資と小野宮第一寝殿造に関する一考察」『日本歴史』三五〇、一九七七年)。小野宮第については、藤原実資の日記『小右記』に多くの史料が残されている。
- (12) 鷺見等曜『前近代日本家族の構造』(弘文堂、一九八三年)。

- (13) 『春記』長暦三年一〇月一〇日条。『春記』は、藤原資房の日記である。
- (14) 太田静六、前掲書等。
- (15) 平井聖『日本住宅の歴史』(日本放送出版協会、一九七四年)。
- (16) 藤田勝也「小寝殿について」『建築史学』一〇、一九八八年)。
- (17) 橋本義彦『平安貴族社会の研究』(吉川弘文館、一九七六年)。
- 2 婚姻居住規制
- (1) 関口裕子「古代家族と婚姻形態」『講座日本歴史二』、東京大学出版会、一九八四年)等。
- (2) 石母田正「古代家族の形成過程」『社会経済史学』一二―一六、一九四二年)、吉田晶『日本古代村落史序説』(瑞書房、一九八〇年)。
- (3) 春成秀爾「縄文・弥生時代の親族組織をさぐる」『日本の古代一・ウジとイエ』中央公論社、一九八七年)。
- (4) 都出比呂志「原始土器と女性―弥生時代の性別分業と婚姻居住規定」『日本女性史』一、東京大学出版会、一九八二年)、『日本農耕社会の成立過程』(岩波書店、一九八九年)。
- (5) 大林太良「親族構造の概念と王家の近親婚」『日本の古代一・ウジとイエ』中央公論社、一九八七年)等。
- (6) これは、G・P マードックの性別分業論を基礎にしている。都出比呂志、註(4)論文参照。

- (7) 関口裕子「編集後記」(『日本女性史』一、東京大学出版会、一九八二年)、義江明子「書評・女性史総合研究会『日本女性史』第一巻」(『歴史学研究』五四〇、一九八五年)。
- (8) 高群逸枝「招婿婚の研究」(『高群逸枝全集』二・三、理論社、一九六六年)。

(9) 関口裕子、注(1)論文。

(10) 鷺見等曜、前掲書。

(11) 服藤早苗「婚姻形態」(『日本女性史研究論文目録二』解説、東京大学出版会、一九八八年)。

(12) 服藤早苗「撰関期における受領の家と家族形態」(『日本歴史』四四七、一九八五年)。

(13) 『春記』長暦三年一〇月一日条。

(14) 同右一〇月二日条。

(15) 同右一〇月七日条。

(16) 同右一〇月七日条。

(17) 同右一〇月一日条。

(18) 同右一〇月七日条。

(19) 同右一〇月七日条。

3 第宅の伝領

(1) 角田文衛「東五条第」(『角田文衛著作集四・王朝文化の諸相』、法蔵館、一九八四年)。また、同様に男系継承されたことが明らかなものには、藤原氏の佐保殿(房前・冬嗣・基経等)がある。

(2) 野口孝子「平安時代における枇杷第の伝領について」

(上・下)(『古代文化』三三―七・八、一九八一年)。

(3) 高群逸枝、前掲書。

(4) 高群逸枝、前掲書。

(5) 鷺見等曜、前掲書。

(6) 義江彰夫「撰関家領相続の研究序説」(『史学雑誌』七六一四、一九六七年)。

(7) 律令法をみると、戸令応分条には、妻の財産は夫家には入らず、夫婦別産が定められている。唐令とは異なる規定になっていることを考えると、夫婦別産が日本古代の実状に沿ったものであるろう。これも、父から娘への第宅伝領を考えるさいに考慮すべき点である。

(京都大学大学院 日本古代史)